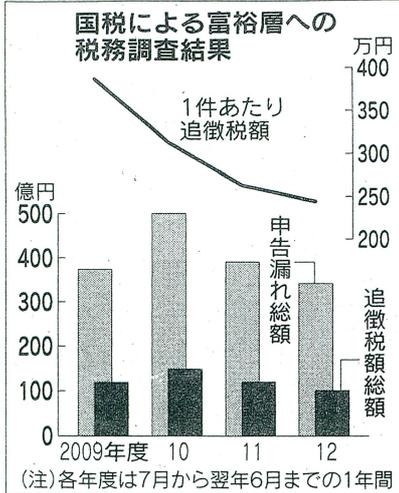


# 富裕層 税チエツク厳しく

## 国税当局

国税当局が富裕層への税務調査の体制を強化している。東京、大阪、名古屋の各国税局は7月、「超富裕層」向けの専門チームを立ち上げ、資産状況や投資行動の情報収集に乗り出した。海外財産の申告を義務付ける制度が1月にスタートし、日米欧など主要20カ国・地域（G20）間で金融機関の情報を共有する制度作りも進むなど、適切な課税に向けた取り組みが加速している。



### ▶ 専門チームが始動

### ▶ G20で情報共有へ

東京国税局は7月、超富裕層専担プロジェクトチームを発足させた。メンバーは所得税や相続税などに精通した7人の職員。超富裕層の資産状況や投資行動、節税対策の傾向などを調べる。大阪国税局も職員5人による超富裕層対応チーム、名古屋国税局も同様のチームを作った。

国税当局は富裕層について「有価証券や不動産などの大口所有者や、経常的な所得が特に高額な人々」とするが、詳細な定義は公表していない。数億円以上の資産を持つ人が対象とみられ、内部で作ったリストなどをもとに年間4千件前後の税務調査を実施している。

2013年6月までの1年間に富裕層を対象とした税務

### 追徴税額、平均の1.7倍

富裕層、1件あたり

調査は全国で4120件あった。約342億円の申告漏れが見つかり、追徴税額は約101億円に上った。

1件あたりの追徴税額は約244万円で、税務調査全体の平均額の約1.7倍だった。

調査対象の約3分の1が東京都、神奈川県、千葉県、山梨県を管轄する東京国税局管内に集中している。

海外資産を把握する制度としては今年1月、国外に5千万円を超える財産をもつ人に申告を義務付ける「国外財産調査制度」が始まった。海外にある株式や現預金、不動産など資産の種類や金額を税務署に申告する。

2015年の申告からは故意の調査不提出や虚偽記載に、1年以下の懲役または50万円以下の罰金の刑事罰も科される。

海外の金融機関の口座情報を得やすくする国際連携も進む。G20は今年2月、資産隠しや税逃れを防ぐため、各国の税務当局が外国人の口座情報を共有する仕組み作りで合意した。関連の国内法を整備できれば、日本も枠組みに参加する見通しだ。

林信光国税庁長官は「富裕層に適切に課税しなければ国民が不公平感を抱き、税金への信頼が損なわれる。情報収集機能を一段と高めたい」と話している。